

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和5年8月31日付けの通知書により行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であると主張する。

次男の勤務先であった〇〇を実質的には退職しているが、会社の都合のみにより在籍扱いで給料支給せず、離職票も作成しない状況なので、致し方なく仕送りをしていた（実質的には長男からの捻出である。）。

とりあえず、〇〇銀行〇〇支店からカードローンで資金調達し、次男に振り込んだ。今回の6万円の次男からの振込みは、その一部の返済である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和 6 年 9 月 3 日	諮問
令和 6 年 1 2 月 1 8 日	審議（第 9 5 回第 3 部会）
令和 7 年 1 月 1 4 日	審議（第 9 6 回第 3 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性

法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定し、法 8 条 1 項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものと規定している。

(2) 届出の義務

法 6 1 条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき等は、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならないとしている。

(3) 収入認定

ア 収入認定の原則

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 3 6 年 4 月 1 日付厚生省発社第 1 2 3 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）は、収入の認定に当たっては、収入申告によるほか、当該世帯の預金、現金及びその世帯における金銭収入のすべてについて綿密な調査を行い、必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接に把握することとし（第 8 ・ 1 ・ (4)）、収入の認定は月額によることとしている（同 ・ 2 ）。

イ 仕送り、贈与等による収入の認定

次官通知第 8 ・ 3 ・ (2) ・ アは、他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定することと定める。

なお、同 ・ (3)は、収入として認定しないものを列挙するが、被保

護世帯の構成員ではない子からの送金に関しての定めはない。

(4) 費用返還義務

ア 法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとする。

イ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）1・(1)は、法63条に基づく費用返還の取扱いについて、「法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とした上で、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」とし（以下「自立更生免除」という。）、上記の「次に定める範囲の額」として、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」等を挙げている。

(5) 金銭債権の消滅時効

地方自治法236条1項及び2項は、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行行使することができる時から5年間行使しないときは、時効によって消滅するとし、この消滅については、時効の援用を要しない旨を定める。

(6) 次官通知等の位置付け

次官通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定による法の処理基準であり、課長通知は、同法245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、法29条調査に対する本件金融機関の回答により、請求人名義の本件金融機関〇〇支店の普通預金口座に、次男から平成30年5月7日に50,000円、同年10月29日に60,000円が振り込まれたことを把握し、このうち、

同年５月７日に振り込まれた５０，０００円に相当する支給済み保護費の返還分については公債権の時効が完成しているため、本件処分の返還対象とはせず（１・(5)参照）、同年１０月２９日に振り込まれた６０，０００円に相当する支給済み保護費を法６３条による返還決定額として本件処分を行った。

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものであり（１・(1)、保護の補足性）、平成３０年１０月２９日に請求人名義の口座に振り込まれた６０，０００円によって保護受給中の請求人の利用可能な資産は増加し、請求人は法６３条の「資力がありながら保護を受けたもの」に該当するから、支給を受けた保護費の範囲内において処分庁の定める額を返還しなければならない（同・(4)・ア）。

次男から請求人名義の口座への振込みは、次官通知第８・３・(2)・アにいう仕送り、贈与等による収入に該当するものと認められ、社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定することとなる（同・(3)・イ）。

また、法６３条に基づく費用返還については、全額を返還対象とすることが原則である一方、自立更生免除が認められているところ（同・(4)・イ）、担当職員は請求人が自立更生免除を利用しない意向であることを確認しており、返還対象額から自立更生免除をすべき額はないものと認められる。

そして、処分庁は、別紙「返還金額算定表」のとおり、支給済み保護費及び資力の額を認定し、支給済み保護費の範囲内で、認定した資力を当該各月の返還対象金額とし、返還金額を算定したことが認められる。

以上のことから、処分庁が請求人に対し、法６３条に基づき、次男から振り込まれた６０，０００円に相当する支給済み保護費の返還を求めた本件処分は、上記１の法令等の定めに従った適正なものであり、かつ、違算も認められない。

なお、本件処分に係る通知書には、返還決定理由として、請求人が次男に対して金銭を貸した時期が「生活保護開始前」である旨の記載があるが、これが「生活保護開始後」であったとしても、生活保護受

給中の請求人において収入認定すべき収入があったことは事実である。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、本件処分により返還を求められた6万円は、次男に仕送りをしたうちの一部の返済である旨を主張する。

しかし、本件処分は、次男から請求人名義の口座に6万円が振り込まれたことにより請求人の資力が増加したと認定して請求人に対して支給済みの保護費の返還を求めるものであり、当該振込みが請求人の仕送りに対する返済であったとしても、そのことによって、請求人名義の口座に6万円が振り込まれた事実が変わるものではないから、この点に係る請求人の主張は採用することができない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

山田 攝子、青木 淳一、澄川 洋子

別紙 (略)